

## 迷惑電話防止機能付電話機等購入補助 Q & A

### ① 対象となる機器はどのようなものですか？

公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨している「優良防犯電話（優良迷惑電話防止機器）」のうち、「自動応答録音機能」がある固定電話機または固定電話機に外付けできる機器が対象です。

具体的には、電話の着信時に自動で「この通話は迷惑電話防止のために録音されます。」などの警告音流れ、警告音が終わると電話機の呼び出し音が鳴り、自動で通話内容が録音される機能があるものが対象となります。

ただし、**ファックス・携帯電話・スマートフォン・アプリ・中古品・通信販売で購入した機器**は対象外です。

また、附属品の追加購入や通信サービス料等は対象外です。

※公益財団法人全国防犯協会連合会のホームページで「優良防犯電話推奨品目録」が公表されています→ [www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html](http://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html)

### 【優良防犯電話推奨品のうち補助対象機器に該当するもの】

R7. 3. 12 現在

推奨番号	
補助対象の固定電話	補助対象の外付け可能な機器
18029・19044・19045・19047・ 21063・21064・22072・22073・ 23079・23080・23081・23082・ 23084・23085・24098・24108・ 24109	19041・19042・21065・22074

### ② どのような効果が期待できますか？

呼び出し音が鳴る前に自動で録音する旨を警告されるため、詐欺の犯人や悪質な勧誘業者は自分の声を録音されるのを嫌い、電話をかけてきた側はメッセージを聞いて電話を切る可能性が大きく、被害を未然に防げる効果があると考えます。

また、万が一詐欺などの電話に出てしまっても、自動で会話が録音されるため、その後の対応が迅速に行えます。

**③ 補助対象者について教えてください。**

- (1) 阿波市に住民登録があり、その住所地に居住している 65 歳以上の方
- (2) 補助対象機器を購入した方
- (3) 市税を滞納していない方

上記(1)～(3)すべての条件に該当する方が対象となり、1世帯1台限りの補助となります。

**④ どうすれば補助金が受けられますか？**

令和7年5月1日以降に補助対象機器を店舗等で購入し、「自動応答録音機能」が作動するよう自宅に設置します。

その後、申請書兼請求書を記入し、領収書等の必要書類とともに、阿波市消費生活センターへ申請してください。

購入日から3月以内または、当該年度の1月31日のいずれか早い日までに申請してください。

申請は、先着順で受け付けますが、予算の範囲内での交付となりますので、申し込み多数の場合は、指定期間内であっても受付を終了することがあります。

**⑤ 申請はどこでできますか？**

申請の受付については、消費生活センターで行います。

申請に必要な書類は、消費生活センター及び各支所の窓口で受け取るか、阿波市ホームページからダウンロードできます。

**⑥ 申請に必要なものは？**

- (1) 領収書（申請者の氏名・購入日・購入品目・金額・購入店舗等の記載があるもの）
- (2) 購入機器の機能が確認できるカタログまたは取扱説明書
- (3) 保証書

上記(1)～(3)すべての写しを添付し、申請書兼請求書に添えて申請してください。

**⑦ 補助金の振込先名義は申請者以外でも大丈夫ですか？**

補助金の振込先は、申請者名義の口座としてください。

**⑧ 購入先は決まっていますか？**

購入店舗等の指定はありませんが、通信販売での購入は対象外です。

対象機器が店舗等に置いていない場合は、取り寄せを依頼してください。

⑨ ポイントを使い購入した場合はどうなりますか？

店舗等のポイント使用分については、割引とみなし、購入金額には含みません。

⑩ 設置の確認がありますか？

申請後、消費生活センターから設置の電話番号に架電し、「自動応答録音機能」が作動しているか確認します。

作動状況を確認後、審査し、不備等がなければ交付を決定します。

⑪ 取付け費用は対象になりますか？

対象機器の取付けが必要な場合、購入店舗等による軽微な取付けに限り、その費用を含みます。

コンセントの移設費用や固定電話の新設工事などは対象外です。

**【注意事項】**

補助金を受けて設置した機器は適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して6年間は、補助金の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保にはできません。

補助金交付後に、市からアンケートを送付しますので、回答にご協力をお願いします。

**※迷惑電話防止機能付電話機等を設置しても、被害を完全に防止できるわけではありません。**

**不審な電話を受けた場合は、消費生活センターや最寄りの警察署に相談・通報をするなどして、ご自身で被害にあわないよう心がけましょう。**